

介護老人保健施設 若葉が丘  
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション  
重要事項説明書

令和6年6月1日現在

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 : 介護老人保健施設 若葉が丘
- ・開設年月日 : 平成14年4月1日
- ・所在地 : 神奈川県横浜市都筑区川和町 2674-1
- ・電話番号 : 045-948-1281 ・FAX 番号 : 045-948-1282
- ・ホームページ : <http://www.e-wakaba.jp/>
- ・管理者名 : 中山 道弘
- ・介護保険指定番号 : 1453880036
- ・法人名 : 医療法人社団若葉会
- ・法人事業 : ・つづき病院 ・介護老人保健施設 若葉が丘  
・つづき訪問看護ステーション ・居宅介護支援事業所 わかば
- ・施設サービス : ・介護老人保健施設 (入所)  
・短期入所療養介護 (介護予防)  
・通所リハビリテーション (介護予防)  
・訪問リハビリテーション (介護予防)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、ご利用者様の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、ご利用者様が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)、訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。また、定期的に職員研修を行い職員の質の向上に努めます。

さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので、ご理解をいただいた上でご利用ください。

(3) 訪問(介護予防)リハビリテーション

訪問(介護予防)リハビリテーションサービスは、要介護者の、ご家庭での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画書に基づき、当施設をご利用いただきます。理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、ご利用者様の心身の機能の維持回復を図るために提供されます。このサービスを提供するにあたっては、ご利用者様にかかわる医師、理学療法士、作業療法士等、訪問(介護予防)リハビリテーションの提供にあたる従業者の協議によって作成されますが、その際、ご利用者様、ご家族様の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	業務内容
・医 師	1		利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う
・理学療法士	3		医師や看護師等と共同して、リハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う
・作業療法士	2	1	
・言語聴覚士	0	0	

- (4) 入所定員等 ・定員 100名 (うち認知症専門棟 30名)
  - ・療養室 多床室(4人室 21室 ・ 2人室 5室)
  - 従来型個室(1人室) 6室 (うち一般棟2室 ・ 認知棟4室)
- (5) 通所リハビリテーション 定員 30名
- (6) 訪問リハビリテーション

## 2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画の立案
- ④ 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)計画の立案
- ⑤ 医学的管理・看護
- ⑥ 介護(退所時の支援も行います)
- ⑦ リハビリテーション
- ⑧ 相談援助サービス

## 3. 営業日及び営業時間・サービス提供時間

- 1. 訪問リハビリテーション(介護予防)の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。
  - (1) 月曜日から土曜日までを営業日とする。(ただし祝祭日、12月30日～1月4日を除く)
  - (2) 営業時間は9時～17時までとする。
  - (3) サービス提供日は月曜日から金曜日までとする。(ただし祝祭日、12月30日～1月4日を除く)
  - (4) サービス提供時間は9時30分～16時30分までとする。(時間外、土祝祭日は応相談)

## 4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

### ・協力医療機関

- ・名称 : つづき病院
- ・住所 : 神奈川県横浜市都筑区川和町 2674-83
- ・電話 : 045-941-3380

### ・協力歯科医療機関

- ・名称 : 川和歯科
- ・住所 : 神奈川県横浜市都筑区川和町 958
- ・電話 : 045-932-8181

### ◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

## 5. 施設利用に当たっての留意事項

- ・喫煙 館内は全館禁煙です。

## 6 禁止事項

- ・ペットの持ち込み
- ・営利行為
- ・宗教の勧誘
- ・特定の政治活動
- ・その他、良好な療養生活を送るのに妨げとなるような事項等

## 7. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年2回
- ・館内施設セキュリティー

## 8. 事故発生時の対応

- ・施設において、サービスの提供中に事故が発生した場合は、速やかに保険者及び関係各機関ならびにご利用者様のご家族様に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・当施設は、サービスの提供中に賠償すべき事故が発生した場合には、天災地変等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。ただし、当該事故の発生につきご利用者様の側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることがあります。
- ・当施設は、万一の事故の発生に備えて、保険会社の賠償責任保険に加入しております。

## 9. 要望及び苦情等の相談

当事業に関する苦情等の窓口

介護老人保健施設 若葉が丘

担当窓口 支援相談員

責任者： 管理者：中山 道弘

住所 〒224-0057 神奈川県横浜市都筑区川和町 2674-1

電話 045-948-1281 FAX 045-948-1282

都筑区高齢・障害支援課

住所 〒224-8790 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1

電話 045-948-2306

横浜市健康福祉局高齢施設課

住所 〒231-0005 神奈川県横浜市中区本町 6-50-10 市庁舎 16階

電話 045-671-3661 FAX 045-641-6408

神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課

住所 〒220-0003 神奈川県横浜市西区楠町 27-1

電話 045-329-3447 FAX 045-317-9959

## 10. 保険証の確認

ご利用のお申込みにあたりご利用者様の介護保険証、その他保険証一式を確認させていただきます。

## 11. 利用料金

- ・介護サービス費等 別紙料金表をご参照ください。
- ・その他の料金  
通常の事業の実施地域を越えた所から公共交通機関を利用した実費を徴収する。  
なお、自動車を利用した場合の交通費は、通常の実施地域を越えた所から、片道分1キロメートルあたり20円(税込)となります。

## 12. 第三者評価の実施状況

当施設は「介護サービス情報の公表」制度による調査を受けていますが、それ以外の第三者評価は受けておりません。

## 13. 感染症対策

当施設は、施設内で発生が予測される感染症に対し、すべての職員が同じ手順で対策が行われるように感染症対策マニュアルを作成しています。

- 2 ご利用者様の使用する施設、食器その他の整備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- 3 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- 4 当施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ① 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底します。
  - ② 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針整備をしています。
  - ③ 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練（シュミレーション）を定期的実施します。
  - ④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います

## 14. 事業継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、ご利用者様に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- 2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 15. ハラスメント対策

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する当施設の責務を踏まえ、適切なハラスメント対策をおこないます。

ハラスメントに対する相談窓口：衛生管理委員会

## 16. ご家族様への施設からの連絡

施設からの連絡は緊急時を除き原則、身元引受人（主介護者様）のみにご連絡を差し上げます。

## 17. その他